

(参考資料)

・ 規制改革実施計画（平成27年6月24日閣議決定）

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期
63	「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し（セーフ・ハーバーの検討）	いわゆるセーフ・ハーバーに関する基準や要件等について、所要の検討を行い、結論を得る。現行の基準や要件等を見直す必要がある場合には、「流通・取引慣行ガイドライン」の改正を行う。	平成27年度 検討・結論、 結論を得次第措置